

（一社）真庭観光局 令和 7 年度（2025 年度）受入体制整備事業
宿泊者向け交通助成金交付要綱

第 1 条（交付目的）

岡山桃太郎空港や近隣空港などに就航している各国からの訪日旅行及び日本国内で宿泊し旅する国内旅行を真庭地域まで延伸させるため、日本国内の旅行の企画・手配を行っている旅行会社、又は個人旅行者に対し、貸切バス・レンタカー及び高速バスまたは旅客鉄道（以下、「ＪＲ」という）利用者に対するタクシーの運行費用の一部を助成し、真庭地域における旅行者数の増加及び地域経済の活性化を促進する。

第 2 条（助成対象者）

日本国内の旅行の企画・手配を行っている旅行会社、又は個人旅行者とする。ただし、申請者が旅行会社の場合には、日本国内に所在する金融機関の口座を有し、かつ日本国内の本・支店の口座を持つ事業者に限る。ただし、交付する助成金の金銭收受可能な場合はこの限りでない。

第 3 条（助成対象要件）

助成対象は、真庭地域内（真庭市及び新庄村）に 1 泊以上宿泊し、旅程内の交通手段として次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

（１）貸切バスまたはレンタカーを利用すること。

（２）ＪＲ、高速バス、飛行機のいずれかを利用し、別表 1 に掲げる駅、バス停留所、空港のいずれかで乗車または降車し、次の各号の要件を満たすタクシーを利用すること。

ア 真庭地域内のタクシー事業者を利用すること。

イ タクシー運行は運行前日までの予約を基本とする。

ウ チェックイン日からチェックアウト日までを有効期間とする。

エ 真庭地域内で宿泊すること及び別表 1 に掲げる駅、バス停留所、空港のいずれかで乗降車していることが確認できること。

２ 前項の規定にかかわらず、真庭市、新庄村及び当観光局からの補助金、又は委託料を受けた旅行については、助成対象としない。

第 4 条（助成対象期間）

2025 年 4 月 1 日出発から 2026 年 3 月 31 日帰着（催行終了）までとする。

第 5 条（助成金の額等）

助成金の額は、別表 2 に掲げる種別に応じた金額を台数及び額を上限として予算の範囲内で助成するものとし、予算額に達した時点で終了とする。

第 6 条（事務取扱手順）

申請者は、次の各号に掲げる手順に従い助成金の交付を受けるものとする。

（１）助成の申請

申請者は、事前に助成金交付申請書を一般社団法人真庭観光局理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

（２）助成の決定

理事長は、申請内容を審査の上、助成の可否の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(3) 事業の変更・中止

申請者は、助成対象事業の計画を変更又は中止する場合は、速やかに助成金変更交付申請書を提出しなければならない。理事長は、変更又は中止について提出があったときは、助成の可否の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(4) 実績報告

申請者は、助成対象事業を完了したときは、その日から 30 日以内に理事長に助成金実績報告書を提出しなければならない。

(5) 助成金の確定

理事長は、助成金実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて検査を行い、適正と認められるときは、助成金の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(6) 助成金の請求

通知を受けた申請者が助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

(7) 助成金の支払い

理事長は、請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、レンタカー及び高速バスまたはＪＲ利用後のタクシー利用に係る助成金申請の場合には、旅行当日に助成金交付申請書兼請求書を理事長に宛て提出し、即日交付を受けるものとし、すべての手順を省略するものとする。

第 7 条（雑則）

この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付等に関して必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

路線名	駅名	バス停留所名
姫新線	新見駅から津山駅間の各駅	真庭地域内の高速バス停留所
伯備線	備中高梁駅、根雨駅、江尾駅	江府インター高速バス停留所
山陽本線	岡山駅	
山陰本線	倉吉駅	
		空港名
		岡山空港

別表 2（第 5 条関係）

種別	助成金額	助成金の上限
貸切バス (運転手有)	バス 1 台につき 1 泊 30,000 円	1 事業所で 10 台分まで、かつ 助成金総額 300,000 円まで
レンタカー (運転手無)	レンタカー 1 台につき 2,000 円	－
高速バス またはＪＲ	タクシー 1 台につきタクシー運賃の半額 (高速道路利用料や駐車料は除く)	タクシー 1 台につき 30,000 円のメーター運賃まで